混迷する東アジアのリージョナリズムとTPP

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2013-05-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 坂田, 幹男 メールアドレス: 所属:
URL	https://fpu.repo.nii.ac.jp/records/107

[研究論文]

混迷する東アジアのリージョナリズムとTPP
―東アジアのリージョナリズムの危うさ―

坂　田　幹　男

はじめに

近年，東アジアでは，「ASEAN＋3」(日・中・韓) あるいは「ASEAN＋6」(日・中・韓・オーストラリア・ニュージーランド・インド) といった枠組みによる「地域経済統合」(たとえば「東アジア経済共同体」)構想や，さらには経済統合の次元を超えた「地域統合」(たとえば「東アジア共同体」)構想をめぐって百家争鳴の状況にあり，「リージョナリズムの時代」とさえ呼べるような現象が出現している。

ここで改めて説明するまでもなく，「イズム(–ism)」とは，主として「主義」とか「思想」を意味する接尾語であり，特定の「立場」や「行動様式」につながるものである。「ナショナリズム(nationalism)」然り，「グローバリズム(globalism)」然り，「リージョナリズム(regionalism)」もまた然りである。では，リージョナリズムとは，いかなる「主義」・「思想」に基づくものであり，どのような「行動様式」につながるものであろうか。

かつて，日本やドイツが推し進めた「広域経済圏」運動に代表されるような「拡張主義(expansionism)」(ブロック経済化) も，リージョナリズムの一形態であり，権力的・排他的色彩を色濃くもっていた。むしろ，ナショナリズムが全盛時代の「ウエストファリア体制」のもとでは，リージョナリズムとナショナリズムは深く結びつかざるを得ず，両者は不可分の関係にあったといってもいい。

しかし，このようなある特定の国のナショナリズムの延長として追及されたリージョナリズムは，第二次世界大戦という悲惨な結末とその結果としてもたらされた植民地体制の崩壊，および第三世界における民族自決運動の昂揚という戦後の新しい世界史的状況よって，その存立基盤を失っていった。ナショナリズムと一体化したリージョナリズムは，厳しく断罪されることになったのである。

だが，リージョナリズムは，これによってすべて否定されたわけではない。第二次大戦後，リージョナリズムは，ヨーロッパで「新しい衣」をまとって再登場することになった。今日，世界的に繰り広げられているリージョナリズムのうねりは，この「新しい衣」をまとったもの

受付日　2012. 5. 1
受理日　2012. 7. 11
所　属　福井県立大学副学長

である。東アジアのリージョナリズムも，基本的にはこの流れに沿ったものであるが，「新しい衣」の中身においては，必ずしも一様ではない。

実は，東アジアは，リージョナリズム華やかなりし状況ではあるが，同時に，それぞれの思惑をもったリージョナリズムが錯綜する「リージョナリズム混迷の時代」にあるといってもいい。しかも，東アジアでは，「東アジア共同体」のような明確な地域統合を目指そうとする立場から，「東アジア自由貿易圏」といった本来グローバリズムに基づいた「WTO プラス」[1)]の方向を目指そうとする立場が混在している。

このような混迷をもたらしている責任の一端は，日本政府にあることは言うまでもない。日本政府は，「ASEAN＋3」に代えて敢えて「ASEAN＋6」という東アジアでの地域経済統合構想を提唱しておきながら，いまだに東アジアで果たすべき役割についての明確なスタンスを打ち出せずにいる。それゆえ，日本政府は依然として，東アジアではイニシアティブを発揮できない状況にある。どうも日本政府には，リージョナリズムに対する認識が十分ではなく，東アジアでの地域経済統合など本気では考えていないのではないかと疑わしくなる。

だが，ここでの関心は，今後日本が東アジアにおいてイニシアティブを発揮できるか否かではなく，東アジアのリージョナリズムが果たしてこの「混迷の時代」を乗り越える糸口を見つけ出すことができるか否かという点である。とくに，米国が東アジアに打ち込んだ TPP(環太平洋経済連携協定)という「くさび」は，東アジアのリージョナリズムの混迷に一層の拍車をかける結果となっている。「平成の黒船」として国論を二分している TPP への交渉参加問題は，いったい日本に何を突きつけているのであろうか。本稿では，このような問題意識のもとに，混迷する東アジアのリージョナリズムの現状を分析してみたい。

Ⅰ　リージョナリズムとは何か

(1)「ポスト・ウエストファリア体制」とリージョナリズム

すでに述べたように，戦前のリージョナリズムと戦後のリージョナリズムでは，その寄って立つ基盤もその向かう方向も大きく異なっている。「新しい衣」をまとったリージョナリズムとは，一言でいえば，「ポスト・ウエストファリア体制」への移行下において出現したリージョナリズムである。

「ポスト・ウエストファリア体制」への移行がいつ頃から始まったかという点については，

1)「WTO プラス」とは，WTO が目指しているラウンド方式での自由化交渉の行き詰まりを受けて，二国間または地域的規模で自由貿易協定（FTA）や経済連携協定（EPA）といった地域貿易協定（RTA）を締結することによって経済の自由化を推し進めようとする方向を指している。

2) リージョナリズムが世界的に拡大しつつある今日こそ，ウエストファリア体制からの離脱が始まったという見方もあるし，「非同盟中立・内政不干渉」を掲げた「第三世界」の登場がその契機であるという見方もある。しかし，この点についての詳しい検討は，国際政治学の分野に譲りたい。

議論の分かれるところであるが[2]，おそらく，その最初の契機は，「IMF・GATT体制」の成立に求められるであろう。「IMF・GATT体制」とは，狭義には，戦後の世界経済を貿易ならびに通貨・金融面から律する国際経済秩序を意味するが，広義の意味では，戦前の世界経済のブロック化への反省に立って，欧米先進国による相互協調に基づいて，戦後の世界経済を再建していこうとする西側諸国の協調体制を指している。

戦後の世界経済は，この体制の下で，圧倒的経済力を誇った米国の主導によって，グローバルな「自由・無差別・多角主義」(今日の言葉で言えばグローバリズム)に基づいて再編されていくことになったが，他方では，冷戦構造の出現という新しい状況の下で，西側諸国のすみやかな戦後復興を成し遂げるための手段として，地域的な国家間協力をも容認せざるを得なかったのである[3]。戦後のリージョナリズムの起源は，このリージョナルな国家間協力の実現にある。このようなリージョナルな国家間協力は，ナショナリズムに基礎を置く「ウエストファリア体制」の下では不可能であっただろう。

したがって，本稿で取り上げるリージョナリズムについては，さしあたり，ナショナリズムとグローバリズムの「中間領域」に位置づけられる，「第三の立場」であると定義しておこう。ナショナリズムが「主権国家」を中心とした「ウエストファリア体制」の延長にあり，実態はともかくとして，建前としてのグローバリズムが「脱主権国家」につながる「ボーダレス社会」を目指すものであるとすれば，リージョナリズムは国家主権の範囲を「相対化」させつつ国家間協力を追求する動きであると捉えられる[4]。

換言すれば，今日のリージョナリズムとは，本来，特定の地域において共通の目的のもとに国家間で何らかの制度的調整を図ることによって「地域経済統合」やさらには「地域統合」を目指そうとする動きを指すものであるといえよう。このような動きは，単なる「特恵貿易協定(PTA)」や「自由貿易協定(FTA)」の締結を目的とした経済協力とは，協力のレベルにおいて一線を画するものであり，明確に区別されなければならない。「協力のレベル」とは，いうまでもなく，「制度的調整」にかかわる次元のものであり，最終的には国家主権にかかわる次元のものである[5]。

3）1947年に調印されたGATTでは，第二四条（適用地域―国境貿易―関税同盟及び自由貿易地域）第5項において，関税同盟や自由貿易地域の目的が，他の地域との貿易障壁を引き上げるものでない限り，「この協定の規定は，締約国の領域の間で，関税同盟を組織し，もしくは　自由貿易地域を設定し，または関税同盟の組織もしくは自由貿易地域の設定のために必要な中間協定を締結することを妨げるものではない」と規定し，ヨーロッパでの地域経済統合への道を容認した。

4）蛇足ではあるが，本稿で取り上げるリージョナリズムとは，一国内部において追及される地方自治の拡大や地域の自立を目指そうとする地域主義(localism)とは区別されるものである。また，今日のリージョナリズムには，必ずしも国家をアクターとしない多様なアクターによる「下位地域協力」もみられる。この点については，最後に立ち返ることにする。

5）日本が進める「経済連携協定（EPA)」も含めて，自由貿易協定の中には，ハイレベルの協定を目指す

このようなリージョナリズムの発展モデルは，改めて指摘するまでもなくEEC（欧州経済共同体：1958年発足），EC（欧州諸共同体：1967年発足），EU（欧州連合：1993年発足）へと拡大・深化していった欧州統合のプロセスに求められる。今日，地域統合が語られる場合には，必ずといっていいほど，欧州統合の歩みが引き合いに出されるのは，それがリージョナリズムに基づく地域統合の成功モデルとみなされているからである。とくに，EU（欧州連合）は，国家主権を「相対化」させることによって（国家主権の一部を上位機関に委譲することによって），地域統合にとっての最大の壁をクリアーしたとみなされている。

対照的に，1989年から開催されることになったAPEC（アジア太平洋経済協力）は，「開かれた地域主義」(open regionalism）を掲げ，参加国も出発当初の12カ国から現在では21カ国・地域に拡大してはいるが，一貫して国家主権の問題を回避している（非拘束の原則を採用し続けている）という意味において，リージョナリズムの範疇にあるとは言い難いものである。APECの主たる狙いは，当時難航していたGATTのウルグアイ・ラウンド（1986年～1995年）の早期妥結をはかるために，自由化のための「モデル・ケース」をつくろうとしたものであり，換言すれば，米国が主導するグローバリズムの延長に位置づけられたアジア・太平洋地域における自由化戦略の一環を担うものであった。

さらに，欧州統合の例に見られるように，リージョナリズムに基づく地域統合は，さしあたり「地域経済統合化」(一般には経済共同体と呼ばれることが多い）の試みとして出発する。そのことは，経済協力こそは，具体的なWin–Win関係を築き上げることが比較的容易であるということに起因しているが，しかしそれが経済統合（経済共同体の形成）を目指そうとする限り，共通対外関税政策の採用（関税同盟）や通貨協力（例えば共通通貨単位Asian Currency Unit：ACUの採用）など，単一市場の形成を目指して何らかの制度的枠組みを形成せざるを得ず，統合に向けた目的意識的な政策調整が要求される[6]。この点において，経済のグローバル化の進展の結果としてもたらされた，経済的相互依存関係の深化（経済連携の拡大）とも明確に区別されなければならない。

実は，欧州のリージョナリズムが「地域経済統合」の枠を超えて，国家主権の制限（委譲）をも伴う制度的枠組みの形成にまで踏み込んでいった背景には，当時米国主導で進められていた「自由・無差別・多角主義」(グローバル・スタンダード）を原則とした「IMF・GATT体制」

ものもあり，その際には，何らかの制度的調整が図られなければならない場合もある。後に述べる「環太平洋経済連携協定（TPP)」は，まさにその例である。しかし，それらはあくまで，グローバリズムに基づく相互補完的な経済的Win–Win関係を追及しようとするための調整であり，国家間協力のための制度的調整とは区別されるべきである。

6）欧州統合の過程では，域外共通関税制度（関税同盟）が完成したのは比較的早く，「欧州諸共同体」（EC）発足後の1968年であり，欧州通貨制度（European Monetary System：EMS）の下で共通通貨単位ECU（European Currency Unit）が導入されたのは1979年である。

への世界的再編成に対する欧州各国の反発と，米国発のグローバリズムに対する「堡塁」の構築という共通の利害関心があったことは疑いない。誤解を恐れずにあえて言えば，欧州のリージョナリズムは，その出自はともかくとして，その発展過程において，当時圧倒的経済力を背景に米国が推し進めようとしていた「アメリカン・スタンダード」の強要に対する「集団的防御」という保護主義的性格を有していったのである。その意味では，「新しい衣」をまとった戦後のリージョナリズムも，個別国家の「国益」と無縁ではありえず，「ウエストファリアのしっぽ」を引きずり続けることになる。

（2）リージョナリズムと“Community”

ところで，このように，保護主義的な「地域経済統合化」の追及という性格を付与されていった欧州のリージョナリズムは，究極的には「community（共同体）」の実現という国家間協力における新しい挑戦目標を掲げることになった。たしかに，共通の利害に基づいて国家間協力を推し進めようとするリージョナリズムが行き着く先として，「community（共同体）」が掲げられることは，ある意味，必然的な流れかもしれない。

だが，あえて指摘するまでもなく，「community（共同体）」という用語は，きわめて抽象的かつ恣意的なものにすぎない。元来，英語の“community”は，単に利害を同じくする社会集団から共通の帰属意識をもつ集団，共通の自治組織の下にある社会集団まで，多様な意味を付与されてきた。しかも，複数の国家にまたがった国家主権の問題や社会・経済構造にかかわる次元での“community”という用語は，これまで明確に定義されたことはない[7)]。

実際，欧州統合のプロセスでも，「community（共同体）」という用語は，さまざまな段階で都合よく使われてきた。おそらく，1951年のパリ条約の調印（フランス，西ドイツ，イタリア，ベルギー，オランダ，ルクセンブルク）を受けて設立された「欧州石炭・鉄鋼共同体」(European Coal and Steel Community）が，その後の「community（共同体）」という用語のモデルになったと思われる。以後，1957年のローマ条約の調印を受けて設立された「欧州原子力共同体」(European Atomic Energy Community)，および「欧州経済共同体」(European Economic Community：EEC）によって，広く認知されることになった。

さらに，1967年からは，「欧州経済共同体」は，「欧州石炭・鉄鋼共同体」，「欧州原子力共同体」とあわせて，「欧州諸共同体」(European Communities：EC）と総称されることになった。当時

7）これまで，「共同体」という概念が国家や社会・経済構造とのかかわりにおいてまったく問題にされなかったわけではない。かつてドイツの政治・経済学者K．マルクスは，「社会構成体」という独自の概念によって社会の発展段階を区分し，人類の究極的な社会のありようとして「高次の共同体＝共産主義社会」を構想したことは良く知られている。マルクスは，資本主義社会の矛盾を分析することによって，そうした社会への移行の歴史的必然性を明らかにしようとしたが，実際には，そのような社会の実現に向けた後世の実験はことごとく挫折した。

日本では，「欧州諸共同体」は，「欧州共同体（EC）」と訳されることが多く，実態としての「共同体」をイメージさせることとなった。しかし，この段階での「共同体」という用語は，依然として「〇〇共同体」といういわば対象が限定された修辞的ものであり，社会・経済構造総体にまで踏み込んで規定されたものではなかった。

「community（共同体）」という用語が，多少とも実体を伴うようになるのは，1993年のマーストリヒト条約の成立によって発足した「欧州連合（EU）」にともなって，「欧州諸共同体」と総称されていた「欧州経済共同体」が，「欧州共同体」（European Community：EC）へと名称変更されて以降であろう[8)]。「欧州共同体」は，EU における共通の外交政策，安全保障政策，司法協力などとあわせて欧州統合の深化に重要な役割を担わされている。欧州統合のプロセスでは，共通の目的のために「国家主権」の一部がすでに EU の最高意思決定機関である欧州理事会に委譲されており，実態として「主権国家の相対化」が進んでいる。その意味で，「community（共同体）」という呼び名は，単なる修辞的なものではなくなっている。

このように，今日のリージョナリズムは，常にその先に，「community（共同体）」を意識せざるを得ないものとなっているのである。東アジアにおいても，地域経済協力の気運の高まりに合わせて，いきなり「東アジア共同体」構想が持ち込まれることになった背景がここにある。

Ⅱ　東アジアのリージョナリズムの出自

（1）オルターナティブとしてのリージョナリズム

東アジアは，戦後の経済面でのグローバリゼイション（globalization）の恩恵をもっとも享受した地域である。経済面でのグローバリゼイションとは，グローバリズム（globalism）という特定の国の「主義」，「立場」から推し進められた世界的経済活動の自由化・規制緩和と急速に進展した情報通信革命の結果としてもたらされた経済のボーダレス現象である。

東アジアは，貿易自由化の進展する世界市場に向けて，それまでの「輸入代替工業化」という「内向きの政策」（Inward Looking Policy）から世界市場での比較優位を追及する「外向きの政策」（Outward Looking Policy）へと次々と政策転換を図りながら，「輸出指向工業化」に基づく産業構造の高度化をはかっていった。多くの発展途上国の工業化に重要な役割を果たした外資の導入も，国際的な金融・資本の自由化の下ではじめて可能となったものである。

さらに，1980年代初頭から始まった中国の「改革・開放政策」の成功も，世界経済のグローバル化の恩恵を直接受けたものである。逆説的ではあるが，世界経済のグローバル化の波が，中国の強固な中央集権的「計画経済体制」の壁を打ち壊したともいえよう。

8）「欧州諸共同体」を構成していた「欧州石炭・鉄鋼共同体」は2002年に条約が失効し，消滅した。「欧州原子力共同体」は，1993年以降も主として政治的な理由から法律的には存続し続けているが，EU の一部として運営されている。

このように，東アジアの成長と，世界経済のグローバル化は分かち難く結びついている。したがって，戦後の東アジアは，世界的に見てもリージョナリズムとはもっとも無縁の地域であった。1980年代末から脚光を浴びることになった「局地経済圏」という現象も[9]，基本的には経済のボーダレス化がもたらした新しい現象であった。

当時，わずかでもリージョナリズムの兆しが感じられたのは，ASEAN（東南アジア諸国連合）であった。もともと，1967年に結成されたASEANは，リージョナリズムの産物というよりも，政治的色彩の強い国家間同盟（東南アジアにおける反共防波堤）であった。そのASEANが多少とも地域協力の色彩をもつようになったのは，1975年のベトナム戦争の終結以降のことである。しかし，当時の国家間協力は，地域統合を目指したリージョナリズムというよりも，発展途上国相互間での経済協力の実現に主眼が置かれていた。しかも，その経済協力でさえ，実際には成果の乏しいものであった[10]。

ASEANが本格的にリージョナリズムの性格をもつようになるのは，1990年代初頭の世界的冷戦構造熔解以降のことである。1992年のASEAN首脳会議で正式に決定された「ASEAN自由貿易地域（AFTA）」構想は，東アジアにおける最初のリージョナリズムの具体化であった。

しかし，AFTA構想に対しては，1990年代中頃までは，大方の見方は否定的なものであり，自由貿易協定の効果についても懐疑的であった。こうした評価が一変するのは，1997年の東アジア通貨・金融危機以降である。

東アジアの通貨・金融危機は，その真の理由はともかくとして[11]，グローバリゼイションの激しい時代にあっては，成長著しい東アジアといえども，発展途上諸国の個別的対応には限界

9）「局地経済圏」（Localized Economic Zone）とは，国境を跨いで隣接する特定の地域の間で，相互補完的な経済要素（資本・労働・技術・天然資源，など）が結合した結果として実現した地域経済のダイナミックな成長現象を指している。このような現象は，かつては潜在的にしか存在していなかった「経済的補完関係」が，何らかの理由によって現実に結合していくことによって可能になったと考えられる。その代表的なものとして，中国の広東省・福建省と香港，台湾との間に出現した「華南経済圏」と呼ばれる活発な経済圏や，シンガポールとマレーシアのジョホール州，インドネシアのリアウ州・バタム島との間で形成された「成長の三角地帯」などがある。こうした「局地経済圏」をモデルとして，北東アジアでも，「環日本海経済圏」や「北東アジア経済圏」などが構想されていった。詳しくは，坂田幹男『開発経済論の検証―新・東アジアモデルを求めて―』国際書院，2011年，第6章：東アジアの「局地経済圏」と北東アジア，を参照してほしい。

10）この時期の国家間協力の具体例としては，域内の貿易自由化と貿易の拡大を目指したASEAN特恵貿易（関税）協定（1997年導入），および野心的な重化学工業化を目指したASEAN工業化プロジェクト協定（1976年締結）などがあるが，いずれも国益の調整が難しく成果には乏しかった。

11）東アジアは，世界経済のグローバル化の恩恵を最大限享受しつつ，国内的にはなお，ナショナル・スタンダードに基づく多くの保護・規制を残していたという構造的矛盾（ダブル・スタンダードの温存）こそ，危機の基本的な原因であると考えられる。この点について詳しくは，坂田，前掲書，第2章：「東アジアの奇跡」と「輸出指向工業化」，を参照してほしい。

があり，何らかの集団的セイフティーネットが必要であるという認識を共有させるきっかけとなった。以後，東アジアでは，グローバリズムに対するオルターナティブとして，リージョナリズムが台頭することになった[12)]。

（2）ＡＳＥＡＮへの期待の高まり

東アジアの通貨・金融危機の影響をもっとも強く受けたASEAN諸国が，もっとも強く東アジアの地域経済統合化を目指していったことには，以上のような事情がある。こうして，ASEANは，AFTAの完成年度を前倒しし，さらに日本・中国・韓国をも巻き込んだ東アジアでの地域経済統合化（ASEAN＋3）を具体的に構想するようになった。とくに，中国がASEANとの間で，自由貿易協定の締結を積極的に提案するに及んで，東アジアのリージョナリズムの方向性は，ASEAN＋3という枠組みに収斂していくことになった。

併せて，ASEANは，内に向かっては，「ASEAN共同体」の実現に向けて，具体化の作業を急いだ。とくに，2003年の第9回ASEAN首脳会議で採択された「第二ASEAN共和宣言」では，「ASEAN共同体」は，「ASEAN安全保障共同体」，「ASEAN経済共同体」，「ASEAN社会・文化共同体」の三つの「共同体」の形成を通じてその実現を目指すという道筋が示された。さらに，2007年11月にシンガポールで開催された第13回ASEAN首脳会議では，その実現を2015年に前倒しするなど，対外的には統合化の進展とASEAN内部の結束強化を印象付けた。

ASEANの域内統合深化に向けた取り組みは，ASEANを中核とした東アジアの制度的地域統合化への期待を膨らませ，以後，「ASEAN共同体」の実現が，「東アジア共同体」へ至る重要な鍵を握るものとして，中心的な位置におかれることになった。

他方，この時期，ASEANと中国の急接近による中国主導で構想されたASEAN＋3という地域経済統合の枠組みに対しては，日本政府は強い危機感をもつた。日本政府は，中国を牽制するため，オーストラリア政府と協力してASEAN＋6（日本・中国・韓国・オーストラリア・ニュージーランド・インド）という新たな枠組みを提示し，東アジアの範囲を拡大した。

日本のこのような唐突なオルターナティブの提示は，東アジア諸国に戸惑いをもたらしたのみならず，東アジアにおける日本の地域経済統合に対する姿勢のあいまいさをも露呈することになった。

そもそも，日本のこのような唐突な提案は，何のための地域統合かという本質的な問題への回答を避けようとするものであり，ひいては東アジアの地域統合化というリージョナリズムへ

12）東アジアにおけるリージョナリズム高揚の背景には，他にも，実態としての経済連携の拡大（東アジア生産ネットワークの形成と東アジア域内貿易の拡大），中国の成長とWTO加盟に伴う市場経済化の加速，世界的なリージョナリズムの高揚など，いくつかの要因がある。詳しくは，坂田幹男「東アジアの地域統合をみる眼」（福井県立大学編『東アジアと地域経済―東アジア地域統合の諸動向』京都大学学術出版会，2011年，第1章，所収），参照。

の傾斜に逆行するものであった。日本政府にはまだ，東アジアでの地域統合に対する明確なビジョンは形成されておらず，経済統合構想に対しても，自由貿易協定や経済連携協定を通じた「東アジア自由貿易圏」以上のものを展望しているわけではない。

しかし，日本政府のこのようなあいまいな態度とは裏腹に，東アジアの地域統合構想は，ASEANを「核」として具体化をはかろうとする動きがみられるようになった。中国は早くからASEANとの間で自由貿易地域の設立を提案し，2004年11月にはASEANとの間で自由貿易協定（FTA）を締結した。続いて2006年８月には韓国が，ASEANとの間でFTAを締結した。中国と韓国のこのような積極的なASEANとの経済連携拡大路線を前にして，日本も，遅ればせながら2008年３月にFTAを締結するにいたった。これによって，ASEANを媒介として，ASEAN＋3の間には，間接的にではあるがFTA網が完成したのである[13]。

以後，ASEANを「仲介役」とした東アジアでの地域統合構想(「東アジア共同体」)が，「できるかできないかの可能性の問題ではなく，どう実現し，どんな内容を盛り込んでいくかを制度設計する，現実の政策課題へと変貌している」という状況認識へと昇華されていった[14]。こうして，ASEANは，東アジア地域統合推進の「エンジン」とみなされていったのである。

Ⅲ　リージョナリズムの混迷とＴＰＰ

（１）ＴＰＰという「くさび」

東アジアでは，ASEANを「核」とした地域統合構想への期待の高まりとは裏腹に，この地域のリージョナリズムは，現在までのところほとんど足踏み状態にあるといわざるを得ない。それは，「ASEAN＋3」か「ASEAN＋6」かといった地域統合の枠組みの問題を超えて，何のための地域統合かという本質的な問題が等閑視されているからである。

経済的なWin–Winの関係を求めるのであれば，それは必ずしも地域経済統合に向かわなくとも，FTAやEPAといった地域貿易協定（RTA）の締結だけで十分であろう。「東アジア経済共同体」のような地域経済統合を目指そうとする場合には，国内の改革と産業構造調整という困難な課題に加えて，国家主権の調整という厳しい課題がつきまとう以上，むしろ地域貿易協

13) ASEANはさらに，2009年２月には，オーストラリア，ニュージーランドとそれぞれFTAを締結し，2009年８月にはインドともFTAを締結した。

14) 進藤榮一「いまなぜ東アジア共同体なのか」(進藤榮一・平川均編『東アジア共同体を設計する』日本経済評論社，2006年，所収，3ページ)。そこでは，「かつての仇敵，日本，韓国，中国が，ASEAN（10ヵ国）を仲介役としながらAPT（ASEAN＋3）を軸に，一連のプロジェクトを進め，それが，共通のアイデンティティを醸成させ，共同体形成へと向かわせる力学」が働き始めていると指摘されている(同，6ページ)。このような認識が現状の過大評価である点については，別の機会に指摘しておいた(「東アジア地域経済連携の現状と日本の選択」坂田幹男・唱　新編『東アジアの地域経済連携と日本』晃洋書房，2012年，所収)。

定に止めておくほうがはるかに抵抗が少ないという判断が働いても不思議ではない。

もちろん，地域貿易協定の締結を通じた「自由貿易圏（地域）」の創出を地域経済統合の最初のプロセスと見る見解がないわけではない[15]。実際にも，「ASEAN 経済共同体（AEC）」は，「AFTA（ASEAN 自由貿易地域）」を発展させようとするものである。しかし，2015年の完成を目指す「ASEAN 経済共同体（AEC）」が依然として「FTA プラス」とか「AFTA プラス」と呼ばれるように（注25，参照），「経済的 Win–Win 関係」に基礎をおく「自由貿易圏」と制度的調整を伴う「経済共同体」の間には，越えなければならない壁がある。

地域経済統合や地域統合を目指そうとする場合には，経済的な Win–Win 関係をこえる共通の「リージョナル・スタンダード」が形成されなければならない。そのためには，その形成に向けた強力なリーダーシップが求められるであろう。しかし，東アジアには，多様な国家的スタンスが混在しており，強力なリーダーシップを発揮できる国は今のところ見当たらない[16]。このことがまた，東アジアにおけるリージョナリズムの混迷を深める結果となっている。

しかも，AFTA，ASEAN＋3，ASEAN＋6，APEC，といった地域協力の枠組みが錯綜する東アジアに，2011年にはさらに，環太平洋経済連携協定（TPP）という新たな地域協力枠組みが持ち込まれることになった。

TPP は，もとは，2006年にシンガポール，ニュージーランド，ブルネイ，チリの４ヵ国によって発足した自由貿易協定にすぎなかったが，その後米国，オーストラリア，ペルー，ベトナム，マレーシアが相次いで参加を表明し，環太平洋地域の経済連携としてにわかに注目されるようになったものである[17]。

15）地域統合論において必ずといっていいほど引用されるハンガリー出身の経済学者，ベラ・バラッサは，政治的統合の下に実現する「完全なる経済統合」へ至るプロセスとして，①自由貿易協定・地域，②関税同盟，③共同市場，④経済同盟，⑤完全な経済統合，の五つの段階を想定し，「自由貿易地域」の形成を最初の段階においた（Ｂ・バラッサ［中島正信訳］『経済統合の理論』ダイヤモンド社，1963年）。しかし，「自由貿易地域」の意味は，グローバリゼイションの著しい今日の状況の下では当時とは大きく異なっている。

16）東アジアの地域統合化のプロセスをめぐっては，統合化を推進する核として，日中協力が不可欠であり，その実現のためには日中が中心的な役割を果たす必要がある，という議論がある。このような議論は，西ヨーロッパの地域統合化のプロセスでは，かつての仇敵ドイツとフランスの和解と協力が前提となっているという歴史的教訓から引き出されたものである。「アジア統合の推進に必要とされる『コア・パートナーシップ』（core–partnership）もしくは『共同リーダーシップ』（joint leadership）を構築しうるのは日中両国以外にはない」（山下英次「ヨーロッパに学ぶ地域統合」，新藤・平川編，前掲書，268ページ）という指摘は，まさしく正論である。しかしその前提として，山下自身も指摘するように，「中国が現在の政治体制と経済体制のミスマッチを，何らかの時点で平和裡に解消することが大前提となる」（同，269ページ）のである。しかしながら，今のところその展望は見えてこない。

17）2011年11月には，カナダとメキシコも相次いで TPP 交渉への参加表明を行った。北米自由貿易協定（NAFTA）加盟国がそろって交渉参加を表明したことによって，TPP への関心は一段と高まっている。

米国はかねてより，米国抜きで進められている東アジアの地域経済統合化への動き（ASEAN＋3あるいはASEAN＋6）には強い危機感をもつており，東アジアを含めた太平洋にまたがる新たな経済連携を模索していた。米国は，早くから，APEC加盟国全域での自由貿易圏の創設（FTAAP：アジア・太平洋自由貿易圏）を目指していたが[18]，APEC自身は出発時からの「非拘束の原則」(全会一致の原則）を堅持しており，しかも今日では加盟国が21ヵ国にも及び，中国，ロシアおよびASEANの大部分を含むなど，APECを母体とした自由貿易圏の創設は現実的には実現不可能になった。

これに対してTPPは，締結当初から品目ベースで90％以上の自由化率を目指すなど，高いハードルを設定することによって，これをクリアーできる国同士でまず経済連携協定を結んで連携強化を進め，締約国を段階的に拡大していくというAPECとは対照的な方向性をもつていた。このような方式は，多様性の強いアジア・太平洋地域においては，自由化に基づく経済統合を進める上でもっとも現実的なプロセスであった。2008年以降，米国がTPPに積極的に関与し始めた背景にはこのような事情がある。以後，米国は，米国抜きで進められる東アジア地域経済統合構想に打ち込む「くさび」としてTPPを積極的に利用する政策に転じていった。

（２）ＴＰＰの先に見えるもの

実は日本では，米国のTPP戦略をめぐって，二つの相反する解釈がある。一つは，米国のTPP戦略を，米国が世界的に進めようとしている「多角的貿易自由化政策」の一環を担うものであり，APECに代わるアジア・太平洋地域での自由化戦略として位置づける見解であり[19]，いま一つは，これを米国主導で進められるアジア・太平洋での地域統合戦略の一環であると位置づける見解である[20]。すなわち，前者は，TPPのもつグローバリズムの側面（グローバリズム

18）APECは，1994年11月のインドネシア（ボゴール）における非公式首脳会議において，先進国は2010年までに，発展途上国は2020年までに貿易・投資の自由化を実現するという「ボゴール宣言」を採択している。しかし，「ボゴール宣言」自体は拘束力のない目標に過ぎず，政治的プロパガンダの色彩が強い。

19）谷口誠は，「究極的には米国はアジア太平洋地域において，農産物を含む完全な形での貿易と資本取引の自由化を目指しており，そのためにTPPを拡大強化し，FTAAP（アジア太平洋自由貿易圏）実現のための核にすることを狙ったものだと考えられる」(「米国のTPP戦略と『東アジア共同体』」『世界』2011年３月号，46ページ）として，TPPがもつグローバリズムの側面を強調している。

20）馬田啓一によれば，米国はオバマ政権以降アジア回帰を強めており，「米国はアジアで影響力を膨張させる中国に対抗し，米国抜きの東アジア経済統合（ASEAN＋3，ASEAN＋6　構想）に向けた動きを牽制するため，TPP　をテコに米国主導のFTAAP（アジア太平洋自由貿易圏）の実現を目指している。米国が巻き返しに出たといえる」と述べて，必ずしも明確にではないが，TPPのもつアジア・太平洋地域でのリージョナリズムの側面を指摘している(「TPPと東アジア経済統合：米中の角逐と日本の役割」『国際貿易と投資』No.87，2012年，Spring，6ページ)。

のビッグ・ウエーブ）を重視する見解であり，後者は，TPP のもつリージョナリズムの側面を重視する見解である。

しかし，これまで，日本のマスコミを中心とした議論は，TPP への参加問題を農産物の自由化の受け入れなど純粋に「地域貿易協定」(RTA）のレベルで取り上げる傾向が支配的であった。極端な場合には，TPP へ参加することは実質的には日米経済連携協定（EPA）を締結することに過ぎないという議論さえ行われていた[21]。しかし，それらはあまりにも短絡的な見方であるといわざるを得ない。たしかに，現状では，TPP はアジア・太平洋にまたがる（経済活動の自由化を目的とした）ハイレベルでの「集団的経済連携協定」(WTO プラス）に過ぎないが，はたして将来的にも TPP がその枠内にとどまるものと言い切れる保証はない。一般に，貿易や投資の自由化を直接の目的とした地域貿易協定(「経済連携協定」や「自由貿易協定」)の締結と「地域経済統合」を目指した枠組み作りとは明確に区別されなければならないことはいうまでもないが，地域経済統合はさしあたり地域貿易協定の締結から開始されるという事実を認識しておく必要があろう。

先に述べたように，当初米国は，アジア・太平洋地域での自由貿易圏の創設（FTAAP）を企図していた。たしかに，当時の米国は，アジア・太平洋地域での「自由貿易圏」の創設を通じて，世界的なグローバリゼイションの進展を加速させようという意図をもつていたことは疑いないであろう。アジア・太平洋地域での「自由貿易圏」(FTAAP）の創設は，米国が主導するグローバリゼイションの一環に位置づけられていたのである。しかし，今日でも，米国が企図している「アジア・太平洋自由貿易圏」が，単なる関税・非関税障壁の撤廃や投資の円滑化を中心としたグローバリゼイションの一環としての「自由貿易圏」の創出にとどまるという保証はどこにもない。

中国を中心とした（米国を排除した）東アジアでの地域経済統合化への流れが加速されようとしている状況下では，米国の対東アジア政策も変化せざるを得ないものである。その際，グローバリズムという従来までのスタンスに加えて，場合によってはリージョナリズムをも利用しようとするスタンス（ダブル・スタンダード）への変更を視野に入れ始めたみることはけして唐突なことではない。今日では，米国が主導する環太平洋経済連携協定（TPP）の先には「アジア・太平洋自由貿易圏」構想があり，さらにその先には環太平洋地域での「経済統合」(経済共同体）があるとみるほうがむしろ自然であろう。もしそのような展望が正しいとすれば，米国は，さらにその先に安全保障面までも含んだ「制度的地域統合」(アジア・太平洋共同体）をも

21）当時拡大交渉が進められていた TPP 参加表明 9 ヵ国に，日本が加わった場合，その GDP 規模は，日本と米国だけで90％にも達し，実質的には「日米経済連携協定」だとの議論もあった。

22）たとえば,2008年の米国大統領選挙において共和党の大統領候補に選出され民主党選出のオバマ候補と争ったマケイン上院議員は,「フォーリン・アフェアーズ」(*Foreign Affairs*，November/December,2007)

視野に入れているとみるべきではなかろうか[22]。

米国とともに，TPPへの参加を表明しているオーストラリアのケビン・ラッド前首相(在任：2007年12月～2010年6月）も，2008年6月に訪日した際，日本記者クラブで講演し，共通の価値観をもつ「民主主義国家」を核とした「アジア・太平洋共同体」構想を発表した経緯がある。ケビン・ラッド首相が提唱した「アジア・太平洋共同体」の中心には，米国・オーストラリア・日本の3極がおかれている[23]。米国もオーストラリアも，TPPの先のまたその先に「アジア・太平洋共同体」を視野に入れていると見ることにはそれなりの根拠がある。それゆえ，将来的に見た場合，TPPに参加することは，米国との間で経済連携協定を締結するということ以上の意味をもっていることはいうまでもなかろう。

以上の分析が正しいとすれば，東アジアのリージョナリズムは米国の関与によってますます混迷を深めていくことになり，結果として東アジアの分裂へと向かうことにもなりかねない。おそらく近い将来，東アジア諸国は，米国との距離のとり方において，ジレンマに逢着することになるであろう。

欧州統合の場合，フランス，西ドイツ，イタリア，ベルギー，オランダ，ルクセンブルクの6カ国によって，「欧州石炭・鉄鋼共同体」(1951年のパリ条約の調印を受けて発足)，「欧州経済共同体」(1957年のローマ条約の調印を受けて発足）という，地域統合の核（コアー）が形成され，この核によって地域統合の拡大と深化が図られていった。しかし，東アジアには，欧州に匹敵するような強力な「核」は残念ながら形成されていない。

唯一期待されているASEANも，依然として「ASEAN Wayのジレンマ」を克服するには到らず[24]，東アジア地域統合の「核」となるには非力である。ASEANが2015年の完成を目指し

に発表した,“An Enduring Peace Built on Freedom : Securing America’s Future”と題する論文の中で，「大統領として私は，オーストラリア，インド，日本，アメリカというアジア・太平洋地域の主要な民主国家による4国間安全保障パートナーシップの制度化を模索していくつもりだ」として，アジア・太平洋地域における外交政策の基本的な姿勢を示した。「安全保障共同体」を基礎とした，アジア・太平洋での地域統合が念頭におかれていることは明らかであり，このような構想をもつ米国の政治家はけして少数ではない。

23）ケビン・ラッド「『アジア・太平洋共同体』を提唱する」社団法人・日本記者クラブ,2008年6月11日,PDF。ラッド首相は，講演の中で，米国・オーストラリア・日本の三極による「安全保障協力」を基礎として,2020年までに，アジア・太平洋地域の共同体を,「意見の一致をするところで，例えば政治的な，もしくは，安全保障および経済協力の分野で進めていこう」と提案した。

24）ASEAN Wayとは，内政不干渉，全会一致を基本原則として，対立を最大限回避しつつ緩やかな統合の道を歩もうとするものであるが，この原則を尊重しようとすれば，地域統合化のペースは緩やかなものとならざるを得ず，逆に，統合化を早めようとすれば,「国家主権の相対化」という課題に踏み込まざるを得ず（たとえば多数決原理の導入など),ASEANの結束は大きく損なわれる可能性があるというジレンマを常に内包している。

ている「ASEAN 経済共同体」(AEC) は，ASEAN 自由貿易地域 (AFTA) の実現を土台とした「地域経済統合化」の試みであり，文字通り実現すれば，東アジアのリージョナリズムの具体化として注目されるものであるが，残念ながら現状では期待されたような成果は見せていない。「ASEAN 経済共同体」へ至る道筋を示した「ブループリント」からも，「経済共同体」の名に値するような実態を備えた統合実現の可能性は見えてこない。多くの研究者の評価も，せいぜい「FTA プラス」,「AFTA プラス」といったものである[25)]。

Ⅳ　迫られる日本の選択

（1）日本政府のジレンマ

東アジアのリージョナリズムが混迷を深め，東アジアが分裂の火種を内包しているとすれば，日本の選択は東アジアにとって重要な意味をもつことになる。

日本ではつい最近まで，ASEAN との連携を中心とした ASEAN＋3, または ASEAN＋6という枠組みでの東アジア地域経済統合議論が主流をなしており，アジア太平洋地域にまたがる地域経済統合にはほとんど関心が払われることはなかった。2002年１月には，当時の小泉首相はシンガポールで演説を行い，その中で，ASEAN＋3にオーストラリアとニュージーランドを加えた15カ国で構成する「東アジア・コミュニティー」構想を提案した。2009年８月に行われた総選挙において政権の座についた民主党も，そのマニフェストにおいて「東アジア共同体の構築をめざし，アジア外交を強化する」という政策構想を表明していた[26)]。

ところが,2010年11月の横浜での APEC 首脳会議を前にした10月，菅首相（当時）による TPP 交渉への参加を検討するという突然の表明によって，TPP 参加問題がにわかに注目されるようになり，アジア・太平洋地域での経済連携の強化が議論されるようになった。

当時は，同年９月７日に起きた尖閣列島での中国漁船による海上保安庁の巡視船への衝突事件によって日中関係が極度に悪化しており，中国によるレア・アースの日本への輸出指し止め

25）ASEAN に詳しい石川幸一は,「ブループリントが予定通り実施されても実現するのは『共同市場』としては不完全であり『FTA プラス』というべき内容である」と指摘し(「ASEAN 経済共同体とは何か―ブループリントから読めるもの―」『国際貿易と投資』No.72, 2008, Summer, 54ページ), かねてより「東アジア共同体」構想に否定的な吉野文雄は,「ASEAN 経済共同体」に対しても懐疑的であり,「ブループリント」についても，その内容から見る限り「経済共同体」には程遠く,「商品の域内貿易自由化を保証する AFTA だけではなく，その他にも自由化と協力の分野がある」という意味で,「AFTA プラス」に過ぎず,「その内容は，野心的と呼ぶには程遠く志の低いものである」指摘している(吉野文雄「ASEAN 経済共同体の現実」, 黒柳米司編『ASEAN 再活性化への課題』明石書店, 2011年，所収, 61ページ)。

26）「民主党政権政策 Manifesto」2009年７月27日, 23ページ。この政策構想は, 2010年の参議院選挙にさいしても，同党のマニフェストに引き続き盛り込まれていった。

などあからさまな中国側の対応に対して，反中感情が急速に高まっていた時期であった。このような対中感情の悪化を背景に，日中間の経済協力気運は急速に後退していった。

日本に対してTPPへの参加の是非という踏み絵を突きつけている米国は，中国がTPPへの参加を見送ることになるのは当然想定していたことである。原則として例外規定を認めない，ハイレベルの自由貿易協定は，中国としては受け入れ難いものであることは明らかである。自由貿易協定の締結を積極的に推進している中国ではあるが，米中間の自由貿易協定締結には，中国の「市場経済国としての地位」の承認という積年の懸案事項の解決が前提となる[27]。しかも，「社会主義市場経済」を標榜する中国にとって，例外規定を認めないハイレベルな自由貿易協定に参加することは，「政治体制と経済体制のミスマッチ」を一層拡大することになり，国内矛盾を激化することにつながりかねない。

結局，中国がTPPへの参加を見送ったことによって，日本のTPPへの参加問題は，日中関係を重視した東アジアでの地域経済統合か，日米関係を重視した環太平洋経済連携か，という問題に矮小化され，「日中関係重視」対「日米関係重視」という対立の図式で語られることになった。

当初，TPP参加へ前向きな姿勢を見せていた韓国は，結局，当面は2007年6月に調印しながら依然としてめどの立っていない韓米FTAの批准を優先するという方向に転換し[28]，アジア・太平洋での地域経済統合につながる可能性のあるTPPには慎重な姿勢をみせている。韓中経済連携が著しく進展している現状を考慮すれば[29]，韓国の選択肢は限られている。

27）中国は，2001年WTO加盟に際して，最長で向こう15年間は「非市場経済国」として「市場経済国」に比して通商上不利な立場におかれるという譲歩条件を飲まされた。「市場経済国」としての地位の承認問題は，政治問題とも絡んだ複雑な問題を内包している。米・中間には，他にも，人民元の切り上げ問題，知的所有権の保護の問題，政府調達市場における内国民待遇の保障など，多くの対立要因がある。

28）韓米FTAは，2007年6月に一旦調印されたが，その後米国議会から不満の声が上がり，米国側が強力に追加交渉を要求した。追加交渉は，自動車分野で韓国側が大幅な譲歩を示すなどして2010年12月に妥結した。しかし，米国側は依然として共和党の反対などによって批准手続きが引き伸ばされ，韓国でも野党の民主党が追加交渉は譲歩のしすぎであるとして批准に対して強く反対していた。しかし，2011年10月に，米国政府はFTAの実施方案を議会に提出し，可決された。これを受けて韓国でも与野党が激しく対立する混乱の中で批准手続きが進められ，韓米FTAは調印から5年近い歳月を経てようやく2012年3月から発効することになった。

29）韓国と中国との経済連携は，貿易と投資を中心に2000年以降急速に進展している。例えば，韓国の対中国（香港を含む）輸出依存度は，2000年の16.9％から2011年には29.7％に増加した。対照的に，対米輸出依存度は，21.8％から10.1％に大きく低下している（Statistics Korea, Monthly Statistics of Korea, 各版より算出）。韓国の対外直接投資についても，同じ傾向が当てはまる。

（2）何が課題となるか

おそらく，日本では，今後「地域経済統合」をめぐって二つの方向へと議論が収斂していくことになるであろう。一つは，従来から議論されているように，東アジアでの地域経済協力を推し進め，経済統合化（東アジア経済共同体）の実現を経てさらに制度的地域統合化（東アジア共同体）を目指すという方向であり，もう一つは，TPP を母体として「アジア・太平洋自由貿易圏（FTAAP）」を実現し，「アジア・太平洋経済共同体」を経て最終的には「アジア・太平洋共同体」を目指すという方向である。

もちろん，TPP への参加の是非だけで，「東アジア共同体」か「アジア・太平洋共同体」か，といった議論をすることは，あまりにも短絡的であろう。「東アジア経済共同体」や「東アジア共同体」といった制度的な地域統合構想をひとまず棚上げにして，TPP に参加しつつ，従来どおり「ASEAN＋6」による「東アジア包括的経済連携協定」（RCEP：Regional Comprehensive Economic Partnership）を通じて，さしあたっては「東アジア自由貿易圏」の創設を目指すという「WTO プラス」の方向も，ないわけではない[30]。むしろ，そのような方向を目指すことは，東アジアと太平洋諸国との経済連携を媒介するという新しい役割を担うことにもなる。実際,TPP 参加に向けた予備交渉の開始という2011年11月の日本政府の決断は，これまで「ASEAN＋3」という枠組みに固執していた中国をして，日本政府が主張していた「ASEAN＋6」という枠組みでの「東アジア広域貿易圏」構想への合意を引き出すことにもつながった。

しかし，現実の問題として，東アジアにおいて，「WTO プラス」路線が追求されるということは，それでなくとも混迷を深めている東アジアのリージョナリズムをさらに混乱させることにつながっていく可能性が大きい。実際にも，ますますその存在感をましている中国において，東アジアでの地域経済統合の前提となる「政治体制と経済体制のミスマッチ」を解消する展望がまったく見えてこないという状況の下では，東アジアの求心力はやがては失われていかざるを得ず，「ASEAN＋3」であれ，「ASEAN＋6」であれ，東アジアの地域経済統合構想はますます遠のいていかざるを得ないであろう。

東アジアの求心力が失われていく中で，米国を中心とした経済連携が環太平洋地域で拡大されていくことは，遅かれ早かれ，日本が厳しい選択を迫られることになるのは，疑いなかろう。東アジアでも，今後 TPP への参加をめぐって，地域経済統合に向けた各国の取り組み（それが

30）この点に関連して，野田首相（当時）は，就任間もない2011年９月に，国内の雑誌に寄稿して,2012年は多くの国で指導者が代わる年であり「権力の交替時期にはとかく波風が立ちやすい」として，「いま，この時期に東アジア共同体などといった大ビジョンを打ち出す必要はない」として，自らは「東アジア共同体」というビジョンを棚上げすることを表明した(『Voice』10月号,2011年)。しかし，民主党は,2009年の衆議院選挙と,2010年の参議院選挙の「マニフェスト」に,「東アジア共同体」構想の推進を盛り込んでおり，この発言が「マニフェスト」自体の見直しを意味するものであるか否かは定かではない。

ASEAN＋3であれ ASEAN＋6であれ）において，足並みの乱れが生じるであろうことが予想される。かりに，TPP がもつ経済効果が大きいとすれば，TPP はますますその存在感を強めていくことであろう。東アジアではすでに，米国を完全に排除した形での経済統合や地域統合構想は，現実味をもたなくなりつつある。

WTO のドーハラウンドが難航する状況をみるにつけ，もはや WTO の「ラウンド交渉」方式は限界に達したのではないかと思われる。「ドーハラウンド」では，モノの自由化と併せて，「サービス貿易」や「知的所有権」に関しても自由化の対象として統一された「新しい通商ルール」作りを目指しているが[31]，現在までのところ交渉の進展は見られない。グローバル化が著しい今日の状況においては，このような新しいルール作りは不可欠であり，WTO での合意形成が困難であるとすれば，当面は，二国間または集団的交渉にゆだねる以外に途はない。

現在交渉が進められている TPP は，このような新しい通商ルールの策定にも取り組んでおり，実現すれば，これが世界的な「モデル・ルール」となる可能性が大きい。したがって，日本経済の将来にとって重要な意味をもつであろうそのようなルール作りの場に，日本が参加しない（できない）ということは，計量的なコスト・ベネフィット分析からは導き出せない不利益をもたらす可能性がある。

他方，日本と東アジアとの関係は，多国籍企業に主導された相互依存関係の深化（東アジア生産ネットワークの形成）によって，すでに実態としての経済統合へ向かって進んでいる。特に，日本と中国との経済関係は，好むと好まざるとにかかわらず，中・長期的にみて，相互依存関係を一層深化させざるを得ない状況にある。そのことは，たとえ「政治体制と経済体制のミスマッチ」を解消する展望が見えてこないとしても，何人も否定できない現実である。このような状況の下では，実現性はともかくとして，日本が参加しない東アジアでの地域経済統合構想など，およそ考えられないであろう。

現状は，幸か不幸か，東アジアのリージョナリズムが混迷を深めていることによって，日本は明確なスタンスを打ち出すことなく時間稼ぎを続ける余地が残されている。日本はこのまま，東アジアのリージョナリズムの混迷に身をゆだね，「経済的 Win–Win 関係」のみを追及するというスタンスを取り続けることができるのであろうか。だが，もしそのような都合のいい状況がいつまでも続くとは考えにくいとすれば，さしあたって日本に課せられた課題は，どのように整理されるのであろうか。

31）WTO のウルグアイ・ラウンドで締結された「サービス貿易に関する一般協定」(GATS）では，サービス貿易自由化の枠組みを規定してはいるが，それはあらかじめ約束されたリストに限定されており，サービス貿易の自由化はモノの自由化に比べて取り組みが遅れている。「知的財産権保護」についても，WTO の「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS 協定）があるが，実効性の問題や保護措置の一層の強化などの課題を依然として抱えている。

最初の課題として指摘しなければならないのは，「東アジア共同体」といった抽象的な議論はひとまず棚上げにしておくとしても，まず，東アジアでの「地域経済統合」(東アジア経済共同体）構想への日本の関与について，明確なスタンスを形成することであろう。日本の政・財界には，依然として，東アジアでの地域経済統合構想に対しての明確なスタンスが形成されていない。おそらく，グローバリズムの流れに沿った「東アジア自由貿易圏」といった「FTAプラス」の経済圏と，「リージョナル・スタンダード」を共有する「東アジア経済共同体」の違いさえ，十分には認識されていないように思われる。あるいは，中国との複雑な関係から，両者の違いを敢えてあいまいなままにしておこうとする意識が働いているのかもしれない。日本にはまだ，本気でリージョナリズムの方向に身をゆだねる決断はできていない。

次に課題となるのは，アジア・太平洋地域での地域経済統合構想への日本の関与のあり方について，国民的なコンセンサスを形成することである。現状は，TPPへの参加問題での議論に見られるように，「アジア・太平洋自由貿易圏」(グローバリズムのビッグ・ウエーブ）構想への参加の是非が語られているに過ぎないが，それがリージョナリズムの方向に進んでいく可能性をも視野に入れた対応を考えておく必要がある。

現状では，「東アジア包括的経済連携協定（RCEP)」を通じた「東アジア自由貿易圏」構想と，「環太平洋経済連携協定（TPP)」を通じた「アジア・太平洋自由貿易圏」構想は，どちらも「WTOプラス」を志向するものであり，対立するものではない。しかし，日本が，リージョナリズムの方向へ本気で踏み出すとすれば，両者の関係はたちまち日本にとって厳しい選択を迫られる問題となる。

おわりに

冒頭において筆者は，今日のリージョナリズムを，ナショナリズムとグローバリズムの「中間領域」に位置する「第三の立場」だとする認識を示した。しかし，このような理解に対して，「ポスト冷戦時代」においては，それでは不十分だという指摘がある。それによれば，地域を単に国家の集合体として捉えるのではなく，多様なアクターによる複合体と捉える必要があるという[32)]。

32）地域主義について，欧州と東アジアとの比較研究を手掛けている佐渡友哲によれば，「ポスト冷戦時代の地域主義」は以下のように定義されるという。①覇権やグローバリゼイションへの対応・対抗として地域化を求める意思と行動。②地域における共通の価値やアイデンティティを求める意思と行動。③地域における共通の課題に対して相互に協力して対応しようとする意思と行動。その上で，「いずれにせよ新しい地域主義は，地域を国家の集合体として捉えず，多様なアクターによる複合的な総体として捉え，広い意味での地域ガバナンス，マルチ・ガバナンスを求める意思と行動に注目する傾向がある」と指摘する(「アジア太平洋における多様な地域連携の中の東北アジア」韓国東北亜経済学会編・国際学術会議発表論文集，*New Paradigm of Northeast Asia Economic Studies*，2012年２月12日，ソウル，所収)。

たしかに，「ポスト冷戦時代」では，国家というアクターからのみリージョナリズムを論じることは不十分であろう。この点について筆者も，これまで繰り返し，欧州統合の経験から得られた重要な教訓として「下位地域協力」の必要性を説き，「サブ・リージョン」,「ミクロ・リージョン」という視点から，東アジアの地域統合が抱えている課題を指摘してきた[33]。しかし東アジアでは，「多様なアクター」が依然として見えてこない[34]。東アジアのリージョナリズムの危うさは，実はこの点にある[35]。

リージョナリズムが目指す地域統合が，さしあたり自由貿易協定の締結のような互いに経済的 Win–Win の関係を築くものである場合には，主権国家の相対化にかかわりなく経済連携を強化させることは比較的容易である。東アジアで進行している ASEAN を中心とした二国間，地域間での自由貿易協定を梃子とした経済連携強化の動きは，このことを実証している。しかし，これまでにも繰り返し指摘してきたように，経済連携の強化と「共同体」を展望する市場統合の間には，経済的な Win–Win 関係だけでは越えられない壁がある。

東アジアのリージョナリズムの危うさは，つまるところ，「ナショナル・スタンダード」の問題に行き着く。日本も含めて，東アジアではまだ，「経済的補完関係」(Win–Win の関係）の追及を超える共通の「リージョナル・スタンダード」は見えてこない。言うまでもなく，東アジアの地域統合の展望は，「ナショナル・スタンダード」を超えたところにある。

「リージョナル・スタンダード」の形成にとって，日本が主導して実現した「チェンマイ・イニシアティブ」の機能強化のような地域経済協力の拡大や[36]，ASEAN が中心となって取り

33）この点については，さしあたり，坂田幹男「東アジアの成長とリージョナリズム」(坂田幹男編『中国経済の成長と東アジアの発展』ミネルヴァ書房,2009年，所収）を参照してほしい。

34）「多様なアクター」として考えられるのは，さしあたり，地方自治体や，NGO・NPO，学術・研究機関，市民団体などであろう。北東アジアでは，かつて，日本を中心として，こうした多様なアクターによって担われた国境を越えた地域協力が試みられたが，多くの課題に直面して依然として模索状況にある。詳しくは，坂田幹男「北東アジアの地域経済協力：回顧と展望」(福井県立大学編『北東アジアのエネルギー政策と経済協力』京都大学学術出版会,2011年，所収）を参照してほしい。

35）しかし同時に，「主権国家の相対化」を特徴とするヨーロッパのリージョナリズムにも，常にその「危うさ」が付きまとっていることも指摘しておかなければならない。この点について，多賀秀敏は，「国家の集合体とされる EU などの国際組織も単なる加算減算上に存在するのではないことは明白である。・・・加盟国中の中小国にとっては EU の決定のもつ影響力は国家を超えるものがある。しかし，そのなかの大国にとって EU ははるかに大きいにもかかわらず，その決定を左右する力を有している。De jure の国家間枠組みに基づく regionalism が，その出自からいって，ウエストファリアのしっぽを引きずるゆえんである」として，今日のリージョナリズムの「危うさ」を指摘している（多賀秀敏「地域グランドデザインと Regionalism：ウエストファリアの古層と新層―欧亜比較の視点から」中村信吾・他編『サブリージョンから読み解く EU・東アジア共同体』弘前大学出版会，所収,87ページ)。2011年のギリシャの財政危機に見られた EU の対応の一端にも，この危うさをみてとる事ができる。

組んでいる「南シナ海行動規範」の策定といった地域安全保障体制確立への努力は[37]，たしかに重要な意味をもつ。しかし，そのような国家間枠組みに基づく取り組み以上に，共通の価値観・アイデンティティの醸成，問題解決型の地域協力（例えば漁業協力や越境的環境問題への取り組みなど），人的交流や異文化交流の促進など，市民レベルでの取り組みの積み重ねは，はるかに重要な意味をもつ。

結局のところ，東アジアのリージョナリズムが，依然として「主権国家」の国家利益を前提として語られている限り，混迷から抜け出す糸口への展望はまったく見えてこない。国家を唯一のアクターとしたリージョナリズムから，多様なアクターによって担われるリージョナリズムへの発展こそ，強く望まれるゆえんである。

36）「チェンマイ・イニシアティブ」とは，東アジア通貨・金融危機をきっかけとして実を結んだ ASEAN と日・中・韓の地域経済協力である。2000年５月に，タイのチェンマイで開催された ASEAN＋３蔵相会議において日本が主導して実現した ASEAN＋３の枠組みでの二国間通貨スワップ協定の締結は，突然の流動性危機に対処する協調的枠組みの実現として，以後，「チェンマイ・イニシアティブ」の名前で高く評価されることになった。今日では，ASEAN＋３の枠組みでの通貨・金融協力は一層拡大している。

37）ASEAN と中国は，南シナ海の領有権問題の平和的解決を目指して，2002年に「南シナ海行動宣言」に署名した。しかし，実際には，その後も南シナ海の領有権をめぐって中国との間でたびたび緊張状態が続き，「行動宣言」は有名無実化していた。ASEAN 加盟国は，現在新たに，法的拘束力をもった「行動規範」作りに着手しているが，2012年４月のカンボジアでの ASEAN 首脳会議でも，「行動規範」策定過程に中国の参加を求めるか否かについての結論は得られなかった。